

みどり保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始に当たり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	田辺市立みどり保育所
所 在 地	田辺市末広町 7-22
電 話 番 号	0739-22-3246
代表者氏名	田辺市長 真砂 充敏

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	みどり保育所
施 設 の 所 在 地	田辺市末広町 7-22
連 絡 先	電話番号 0739-22-3246 F A X 0739-81-3441
管 理 者	所長 宮崎 義久
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 45 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 22 人 満 1 歳未満の児童 3 人
開 設 年 月 日	昭和 26 年 7 月 16 日

3 施設の目的・運営方針

- (1) 当園は、次に掲げる運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,801.9 m ²
	園庭	876.1 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート2階建て
	延べ面積	852.2 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	ほふく室を含む
保育室	4室	
調理室	1室	
事務室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
所長	1人	
主任	1人	
保育士	15人程度	
技能員	2人	

※ 当園では、「児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準」に定める基準に基づき、職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
所長	8:00～17:00 までの時差出勤
主任	8:00～17:00 までの時差出勤
保育士	勤務時間帯 7:30～19:00 までの時差出勤
技能員	7:45～16:15

<勤務ローテーション例>

1	7:30～16:00
2	9:15～19:00
3	8:30～17:15

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。(土曜日は午前中半日保育とします。) ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は休園となります。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、7時30分から18時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。)

※7時から7時30分までの登所は事前に申請が必要です。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで、又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。)

※7時から7時30分までの登所は事前に申請が必要です。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれかの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。ご都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきます。

8 保育を利用する曜日及び時間

保護者が保育を利用する曜日及び時間は、**別紙1**のとおりとします。

9 提供する保育等の内容

当園は保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示117)を踏まえ、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、次に掲げる時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児		10:40頃（離乳食）		授乳あり
1歳児	9:00頃	10:45頃	15:00頃	
2歳児	9:00頃	11:00頃	15:00頃	
3歳児		11:15	15:00頃	
4歳児		11:15	15:00頃	
5歳児		11:15	15:00頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等があればご相談ください。

10 利用料金等

(1) 保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費等

上記(1)に掲げる保育料のほか、**別紙2**に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の終了に関する事項

当園は、次に掲げる場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 支給認定保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医

当園は、次に掲げる医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	うえはら小児科
医 院 長 名	上原俊宏
所 在 地	田辺市朝日ヶ丘 16-32
電 話 番 号	0739-26-6000

(2) 歯科

医療機関の名称	田辺歯科
医 院 長 名	坂本守孝
所 在 地	田辺市新屋敷町 62-2
電 話 番 号	0739-26-1151

(3) 眼科

医療機関の名称	山西眼科医院
医 院 長 名	山西陽子
所 在 地	田辺市湊 998-3
電 話 番 号	0739-22-1161

13 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する**別紙1**に記載する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任 ・ご利用時間 8:30～18:30 ・電話番号 0739-22-3246 F A X 0739-81-3441 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	井溪 芳市 (田辺市民生児童委員 協議会会長)	川口 節子 (田辺市民生児童委員 協議会理事)

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画書により対応いたします。		
園舎の耐火構造	耐火建築物		
防災設備	・自動火災報知機 有	・誘導灯 有	
	・ガス漏れ報知機 有	・非常警報装置 有	
	・その他、カーテン等の防災処理 有		

避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。
---------	---------------------------

16 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	傷害保険
保険の内容	ケガ等
保険金額	1 人 240 円

17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内は、全て禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

18 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。その他個別の取扱事項については、**別紙 1**のとおりとします。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名：みどり保育所

説明者職名：所長 宮崎 義久

-

私は、本書面に基づいてみどり保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

別紙 1 当園と保護者との個別決定事項

1 利用する曜日（○で囲む）（※注）

月曜 火曜 水曜 木曜 金曜 土曜

2 利用する時間

____時____分から____時____分まで

↑ただし、最終当園時間は午前 9 時までとします。

当園の保育終了時間は午後 7 時までとなっております。

（土曜日の最終保育時間は午後 1 時）

3 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

別紙2 利用者負担金等

- 1 全員が対象となるもの
保育の提供に要する実費等

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費（3歳児以上）	給食提供時の主食	月額 800 円
副食費（3歳児以上）	給食提供のおかず、おやつ等	月額 4,500 円
保護者会費	保護者会運営や園児還元 (PTA 保険を含む。)	月額 500 円
卒園会費（卒園児のみ）	卒園記念品	月額 約 150 円

※副食費については、田辺市が直接徴収することになります。保育料の納付に口座振替を利用している場合は、副食費についても引き続き口座振替になりますのでご了承ください。（通帳記帳の際には「田辺市保育料（タナベシホイクリョウ）」等と記帳されます。

- 2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

保育標準時間認定に係る時間外保育料

18:30～19:00 まで、利用した場合 15 分につき 100 円の時間外保育料が
必要となります。

保育短時間認定に係る時間外保育料

7:30 から 8:30 まで、又は 16:30～19:00 まで、利用した場合
15 分につき 100 円の時間外保育料が必要となります。

注：朝夕、共に利用した場合については、それぞれの時間外保育料が必要と
なります。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

